

家畜伝染病予防法第36条の2の規定に基づく家畜の伝染性疾病の病原体の輸入に関する届出確認等の事務処理要領

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という）第36条の2及び「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年4月16日付け10畜A第903号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）記の2（2）に基づく、家畜の伝染性疾病の輸入に関する届出確認等の事務処理については、以下により実施する。

## 1 輸入に関する届出書の提出

動物検疫所長（支所長、出張所長を含む。以下同じ。）は、法第36条の2第2項により公示された病原体（以下「届出病原体」という。）を輸入しようとする者に対し、当該病原体到着前までに同法施行規則第44条の2に規定する「家畜の伝染性疾病の病原体の輸入に関する届出書」（様式第21号の2。以下「届出書」という。）を提出させる。

届出書は、病原体の輸入の都度提出させるものとし、異なる種類の届出病原体を同時に輸入する場合は、届出書に併記できるものとする。

届出書の提出は、動物検疫検査手続電算処理システム（以下「ANIPAS」という。）による登録に代えることができる。

届出に関する事務手続は、検疫部畜産物検疫課、各支所検疫課、出張所及び分室にて行うこと。

## 2 届出確認書の交付

動物検疫所長は家畜防疫官に、提出された届出書の内容を確認させ、届出病原体に相違ないと認められた場合には届出者に対し、局長通知に基づく「家畜の伝染性疾病の病原体の輸入に関する届出確認書」（以下「確認書」という。）を交付する。交付に当たっては、確認書下部に動物検疫所名の入った日付印を押印するものとする。また、届出書に対しては、当該確認書を当該病原体に添付して輸入するか、または通関時に税関へ提出するよう書面により指導する。なお、家畜防疫官は当該確認書の写し（写真コピーをいう。）を保管するものとする。

また、届出のあった病原体が法第36条第1項第2号に定める病原体（監視伝染病の病原体）に該当する場合（すなわち同法施行規則第44条の「禁止品」に該当する場合。）にあっては、その旨を届出者及び企画調整課あて通知するものとする。

### 3 届出内容の変更受理

確認書の交付後、届出者より、届出書の内容を変更したい旨の申し出があった場合は、上記2に準じて内容を確認の上、確認書を訂正または再交付する。

### 4 確認書の交付状況の報告

各所における確認書の交付状況については、「検疫業務報告作成要領の制定について」（平成20年10月8日付け20動検第751号）の別添「検疫業務報告作成要領」により報告する。